

# 第10回 ADR法に関する検討会 議事録

第1 日 時 平成26年1月24日（金） 自 午前 9時59分  
至 午前11時45分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 出席者 伊藤座長，植垣委員，丹野委員，道垣内委員，林委員，藤井委員，森委員，  
山本委員，渡部委員

第4 議 題 「ADR法に関する検討会報告書（案）」について

第5 議 事 （次のとおり）

## 議 事

○飯島課長 おはようございます。ほぼ予定の時刻となりましたので、第10回ADR法に関する検討会を開会させていただきます。

伊藤座長、よろしく願いいたします。

○伊藤座長 おはようございます。本日も御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

前回の会議以降、事務局とともに、これまでの検討結果の取りまとめといたしまして「ADR法に関する検討会報告書(案)」を作成いたしましたので、本日はこれを基に皆様に御議論をお願いしたいと存じます。

それでは、この案の内容について事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、お手元の「ADR法に関する検討会報告書(案)」につきまして御説明させていただきます。

本検討会につきましては、御検討いただいた内容を報告書の形で取りまとめ公表する予定としておりますが、この報告書案は、これまでの御議論を踏まえ、報告書の叩き台として座長にお諮りしながら作成したものでございます。

体裁といたしましては、これまでの御議論の内容をできるだけ忠実に反映する観点から、論点整理の項目に従った記載とした上、末尾に資料を添付してございます。

各論点の記載につきましては、これまでの御議論で方向性の示されたものについては、これに沿った内容となっておりますが、これまでの御議論では、必ずしも御意見が一致せず更に議論をするとされていたものにつきましても、一定の方向性を示したものとなっております。これは、今回及び次回の検討会で取りまとめを行うというスケジュール的な観点もございまして、座長にお諮りしながら作成を進めてまいったものでございますが、先ほど叩き台と申しましたとおり、これで固定するという趣旨のものではなく、今後の御議論による修正をお願いしているという性質のものでございますので、あしからず御了承ください。

それでは、若干お時間をいただきまして、内容について御説明をさせていただきます。

まず、2ページの「第1 はじめに」につきましては省略させていただきます。

3ページ、「第2 施策」の「1 認証ADRの魅力を高めるための施策」の「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」を御覧ください。

認証ADRの更なる発展・拡充の観点からは、個々のADR事業者が、その専門性・特殊性を意識し、これを明確化することが重要であるとの御指摘をいただいております。このような専門性・特殊性の意識化・明確化は、本来個々のADR事業者の責任ないし役割として行われるべきものであり、また、広報や利用者に対する情報提供の問題であるとの御指摘もあったところでございます。もっとも、他方におきまして、政府において、例えば、各ADR事業者の協力を得ながらその専門性・特殊性や当該ADR事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料を作成するなどの活動を通じまして、このような意識化・明確化を促進することも有用であるとの御意見が大勢であったところでございます。そこで、そのような内容の取りまとめ案としております。

続きまして、5ページの「イ 認証ADRの更なる拡充」を御覧ください。

これまで様々な認証ADRが誕生しているところでございますが、業種や地域における偏見も見られるところであり、業種や地域にかかわらずサービスを受けられることが望ましいとの御指摘をいただいているところでございます。

このような観点から、認証ADRの更なる拡充に向けた取りまとめ案として、「関係官庁等を通じた各業界における潜在的な紛争解決ニーズの把握や、関係官庁において設置されるADR等と認証制度の適切な連携による実効的な紛争解決制度の構築、地方公共団体や既存の全国組織との連携の必要性等を検討しつつ、政府において、積極的に働き掛けを行っていくべきである」としております。

次に、7ページ、「ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策」を御覧ください。

和解の実効性を確保するための方策につきましては、仲裁合意の活用や、公正証書及び簡易裁判所による即決和解に係る関係機関との協議等を含めた、様々な工夫がされているところでございます。

これに加えまして、認証ADRにおいて成立した和解に執行力を付与することについては、主として利用者等の動機付けや便宜の観点等のほか、認証ADRの信頼性を高めることにもつながるなどとする積極意見もございました。他方、必要性を疑問視する御意見、執行力の存在による利用者への萎縮効果などADRの機能を害するおそれがあるとの御意見ですとか、執行力を付与するとすれば和解の内容の適切性・妥当性を確保するための仕組みが必要不可欠であるなどとする御指摘もあるというように賛否両論でございました。このようなことから、取りまとめにおきましても、「現時点では克服すべき課題が多いものといわざるを得ない」としているところでございます。

もっとも、委員からは、「執行力の付与によりデメリットが生ずるおそれがあるとしても、①これを受け入れつつなお執行力の付与を希望するか否かは、事業者の選択に委ねられるべきである、②全てのADRを対象とするものではなくとも、適切な規制による一部のADRのみに対する執行力の付与や、裁判所の関与による和解の適切性の確認等による合理的な制度設計は可能であり、このような条件をクリアしつつ執行力の付与を希望する事業者が行ったADRにおける和解についてのみ、当該事業者の選択により執行力を付与すべきである」という御意見もいただいているところでございます。

このような観点から、取りまとめ案といたしましては、このような見解にも留意しつつ、今後も検討を続けるべき将来の課題としているところでございます。

続きまして、9ページ、「エ 手続実施者等の質の向上」を御覧ください。

手続実施者や、それ以外の職員等に対する研修につきましては、研修に関する法律上の義務を課すことや、研修実施に対する財政援助、国の委託事業としての研修実施等、国による一定の関与が望ましいとする御意見もございました。他方、国による過度の介入は避けるべきである、かえって個々の事業者に対する負担を課することにもなるなどの御意見もございましたところでございます。

このような観点から、取りまとめ案といたしましては、「政府としては、当面は、研修実施に対する助言や周知等の必要な協力を積極的に行っていくものとするのが相当である」としております。

続きまして、10ページ、「オ 調停手続法の制定」を御覧ください。

まず、認証ADRにおける手続の開始から終了に至るまでの手続一般のルールを法令化することにつきましては、手続の標準化、透明化に資する利点があるとの指摘もございました。他方、現行制度下におきましても特に問題は生じておらず、かえって各ADR事業者の自主性を妨げるおそれがあるとの指摘もあり、直ちに法令化が望まれる状況にあるとは言えないという御意見が大勢であったところでございます。

また、ADRの手続で開示された一定の情報等を後の裁判等において利用を制限することに関するルールを法令化することにつきましては、このようなルールを取り入れている事業者も相当数存在するところですが、現時点におきましてすう勢に至っているとまでは言えないとの現状を考慮し、取りまとめ案におきましても、法令化は時期尚早であるとしております。

これらのルールにつきましては、現状においても、非認証の機関を含む一部のADR機関や協議会等において、規則類の収集・提供等を含む手続ルールの共有化の取組がされているところでございます。

そこで、取りまとめ案といたしましては、「各事業者相互間あるいは日本ADR協会等における横断的な枠組みにおいて、規則類の収集・公開や、モデルルールの策定等を含む適切な情報交換や情報共有を図りつつ、各事業者の判断において検証・改善していくことが望ましい」としております。

続きまして、12ページ、「2 認証ADRを利用しやすくするための施策」、このうち「ア 相談機関等との連携、広報」を御覧ください。

まず、1点目は、「個別の認証ADR事業者と各種相談機関との連携、国又は個別の認証ADR事業者による広報の在り方について」でございます。

この点につきましては、個別の認証ADR事業者やこれが取り扱う事案の特質等に応じて認証ADR事業者と相談機関との間の連携を強化することや、その連携を強化するために個別の認証ADR事業者の側から活動内容や活動実績についての情報を積極的に発信していくことなどが重要であるとの御指摘をいただいたところでございます。

また、政府におきまして、例えば、各認証ADRの事業者の専門性・特殊性や、当該ADR事業者を利用した場合の利点等を整理した一覧性のある資料を作成し、これを利用した広報を行うことも有用であるとの御意見が大勢であったところでございます。

これに加えて、地方公共団体との連携の重要性や、強化するため政府が適切な機関等に働き掛けを行う必要性についても御指摘をいただいたところですので、そのような内容の取りまとめ案としております。

第2点目は、裁判所に係属している訴訟事件について、「裁判官が適当な場合に認証ADR事業者の利用を勧奨するなどの仕組みを設けることも含めた認証ADR事業者と裁判所の連携」、いわゆる付ADRに関するものでございます。

この点につきましては、裁判所に係属する事件のうち、ADRによる解決がふさわしいものがある場合におきまして、担当裁判官が、当事者の意向を踏まえ、自主的な判断により適切なADRに言及することに関しては、大きな問題はないと考えられるという点につきましては、余り異論がなかったところでございます。

これに加え、認証ADR事業者の利用を勧奨する仕組みの制度化につきましては、今申し上げた場合に当該裁判官がちゅうちょすることがないようにする必要があるとの積極意見

がございました。他方、当事者の立場に立った場合、裁判所による判断を希望して訴訟を提起したにもかかわらず、裁判官からADRを勧められた場合や、特にADRに移行したにもかかわらず和解が成立しなかった場合の不満や裁判所に対する不信感についても考慮する必要があるとの御意見や、各認証ADRの主宰者や手続について十分に浸透しているとは言い難い現状において、自ら和解を主催し裁判所における調停を利用するという選択肢を有する当該裁判官が、認証ADRを勧奨するというのは現実的ではないという消極意見などもございました。

これらの議論を踏まえまして、取りまとめ案といたしましては、「これを勧奨や勧告等として制度化することについては、克服すべき課題が多いものといわざるを得ない」としていただいております。

続きまして、15ページの「イ 法律扶助の活用」を御覧ください。

認証ADRにおける和解の仲介においても、例えば複雑困難で論点・争点等の整理が必要な事案、調査や資料収集が必要な事案、手続実施者以外の者による説得・調整が有効適切な事案等、適正迅速かつ円満な解決を図るため代理人が選任されることが望ましい事案があるという御意見が大勢でございました。

現行の総合法律支援法におきましても、民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものに該当する場合には認証ADRの利用に係る代理援助が否定されるわけではございません。しかしながら、現状におきましては、種々の原因により、これが活発に利用されているという現状にはございません。

そこで、必要な場合には法律扶助を十分活用できるようにするため、取りまとめ案といたしましては、「法改正の検討も視野に入れつつ、日本司法支援センター（法テラス）における運用改善を始めとする積極的な検討が行われることを期待する」としていただいております。

次に、17ページの「ウ 時効中断効」につきまして、本報告書案とは別に、追加で御議論いただく論点の資料を用意してございますので、後ほど御説明させていただきたいと思っております。

次に18ページ、「3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他」、「ア 関係機関との連携等」を御覧ください。

認証ADRの更なる発展・拡充を図るため、業界団体、学会、相談機関等を含む関係機関、関係省庁、地方公共団体等、さらには各事業者相互間の連携、情報交換等が有益であり、これを積極的に考えるべきだということに関しましては、本検討会においても異論がなく、また、特に地方公共団体との連携を強化し、潜在的なニーズの掘り起こしを含めたADRの活性化を図ることも検討すべきであるなどの御指摘をいただいております。

このような連携強化の在り方につきましては、これまでも、日本ADR協会等を中心としてシンポジウムや研修会等様々な取組がされてきたところでございますが、取りまとめ案といたしましては、「このような協議会の主催、実施等に関して、国による積極的な支援・関与を期待する」ものとしていただいております。

次に、19ページ、「イ 財政基盤の充実」、こちらを御覧ください。

人材の確保や永続的組織運営のため、認証ADRの財政基盤の充実が重要である、あるい

はADR事業単独で安定した収支を確保するのは困難であるといった御指摘あるいは実情の紹介がございました。このような観点から、ADRが社会全体あるいはそれぞれの分野において果たし、また現に果たしつつある役割を考えれば、その財政的基盤の確立・充実するような措置が望まれるという点につきましては、各委員の御意見が一致したところでございます。

ただ、その具体的な在り方に関しましては、現下の厳しい国の財政事情や実現可能性などの観点からすると、公金支出等の直接的な方法による解決は、現状では困難と言わざるを得ない側面がございます。

そこで、取りまとめ案といたしましては、「本報告書に記載した政府の施策や各事業者における取組を実施し、社会における認証ADR制度ないし事業者の浸透を図りつつ、実績を積み重ねていくことが重要である」としているところでございます。

続きまして、21ページの「ウ 守秘義務の法定」を御覧ください。

手続実施者やその他の職員等の関係者の守秘義務については、裁判における証言拒絶権等との関係からこれを希望する意見もございました。他方、現行制度におきましても、認証ADR事業者は民事上の守秘義務を負っており、手続実施者等についても、職業上の秘密として証言拒絶権が認められる場合があると考えられることや、これまで秘密漏示に関する問題事例がないこと、証言拒絶権を付与した場合には、その違反につき罰則規定が設けられるのが通例であることなどの御指摘がございました。

これらの点からすると、守秘義務を法定する現実的な必要性が高いとまでは言えず、むしろ、守秘義務及びこれに伴う罰則の法定による萎縮効果等もなしとはしないところでございますので、取りまとめ案といたしましては、「現時点における制度化を行うべきではない」としているところでございます。

続きまして、22ページ、「エ 弁護士との関与の在り方」を御覧ください。

認証ADR手続における弁護士の関与の在り方に関しましては、現行ADR法において、認証ADRの手続実施に当たり、法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていることが、認証要件の一つとされているところでございます。

この点、当検討会におきましても、このような現行制度の合理性を疑わせる事情がないという点に関しましては、御意見が一致したところでございます。そこで、取りまとめ案といたしましては、「現段階においてこれを緩和する必要がない」としているところでございます。

次に、23ページの「オ 提出書類の合理化」を御覧ください。

認証申請や変更届等における提出書類の合理化につきましては、特に申請書等における役員全員の記載及び資料提出の点や兼職状況の記載の合理化につきまして多数の御要望をいただいているところでございます。まず、兼職状況の記載につきましては、これまで特段問題となった事例がなく、事後的な調査・監督等に委ねるという考え方にも相当の理由があるとの御意見をいただきました。他方、役員を実際にADR業務を行う者に限定することにつきましては、ADR業務の公正かつ的確な運営、さらには国民の幅広い信頼確保の観点から、慎重に検討する必要があるとの御意見をいただきました。

これらの点から取りまとめ案といたしましては、「必要な監督を行いつつも、合理化が可

能な部分については、政府において、これを積極的に検討すべきである」としているところでございます。

続きまして、24ページ、「第3 おわりに」につきましては、本日の御議論を踏まえまして原案の作成に取り掛かることを予定しているところでございます。

その他の資料でございますが、そのほとんどはこれまでの検討会の資料を適宜アップデートしたのとなっております。

新しいものとしたしましては、30ページ以降の「ADR法に関する検討会の開催状況」、47ページ以降の「第7回における委員の説明事項の概要」、末尾の「諸外国におけるADRの動向（未定稿）」がございませう。

このうち、47ページ以降の「第7回における委員の説明事項の概要」につきましては、第7回検討会において行った植垣委員、藤井委員からのヒアリングの内容をまとめたものでございませう。

末尾の「諸外国におけるADRの動向（未定稿）」につきましては、立法当時のADR検討会の資料の内容に、最近のシンポジウムや文献から得られた情報を追加したのとなっております。

ADR法に関する検討会報告書（案）につきましてはの説明は、以上でございます。

○伊藤座長 それでは、委員の皆様から御意見を頂戴したいと存じますが、ただいま鈴木さんから御説明があった個別的な論点につきましては、順次、御議論をいただくとして、その前に全体について、例えば報告書案の項目立てや構成などについて何か御意見がございましたらまずお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○道垣内委員 まとめていただいて、非常に全体像がよく分かる紙になっていると思います。最初の「はじめに」のところは省略されましたけれども、末尾のところはこの報告書がどういう趣旨のものかということが明記されておまして、「政府における今後の検討のみならず、更なるADRの発展、拡充のため、広くADRに携わる方々に参考としていただくことを目的とする」ということです。そのようなこととして設立されたのだらうと思いますので、それは結構なのですけれども、それに対応して各項目の書きぶりというのを、今、聴きながら書き出してみたのですけれども、様々でございます。一つ一つの表現ぶりの位置付けがよく分かりませう。一番強いのは、多分「政府」としては何か「すべきである」と、多分これは、法的措置を必要とするかどうかはともかく、Aランクです。一番ネガティブなのは、「現状克服すべき課題が多いものといわざるを得ない」とか、「現状では困難である」とか、「現時点における制度化は行うべきではない」とか、「現段階においてはこれを緩和する必要はない」とかです。この辺りは位置付けがよく分かるところなのですが、その中間のところはなかなか分かりにくいところがありまして、教えていただきたいのは位置付けです。3のアは「より積極的な支援・関与を期待する」となっていて、その表現と、3のオは「これを積極的に検討すべきである」です。どっちが強いのが分からないので、御説明いただければと思います。

要するに、強さのランキングをはっきり分かるように、同一の表現を繰り返すのは文学的に見苦しいというから、細かく違う表現とするという必要はないと思うので、同じレベルであれば同じような表現にさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

○伊藤座長鈴木さん、道垣内委員の指摘、例えば3のアの18ページの表現と、その他の表

現との関係などについて、御説明がありましたらお願いします。

○鈴木参事官 恐らくオのほうが表示が強いという意味合いで作ったとは思いますが、御指摘をいただきましたので、表示ぶりの平仄につきましても、もう少し詰めた上で検討させていただきたいというふうに思います。

○道垣内委員 3のアは私どもの協会と深く関係するものですから、特に気になるのですが、書きぶりがほかとやや違いますね。「期待する」という表示はほかの項目では余りないので、もう少し強く書いていただくと有り難いです。

○鈴木参事官 検討させていただきます。

○伊藤座長 御指摘を踏まえて、こういう表示が内容を表すのに最も適切なのか、それとも他の表示との関係でより適切な表示があるかどうか検討させていただきます。

ほかに、全体に関していかがでしょうか。

それでは、個別的な論点についての御意見をお願いして、必要があればまた全体的なところに言及していただく、そういうことにいたしましょう。

そこで、3ページの「第2 施策」以降でございますが、まず「1 認証ADRの魅力を高めるための施策」の一つ目、「ア 各事業者による専門性・特殊性の意識化・明確化」でございますが、この部分に関して御質問やあるいは御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

表示の細部などは、また場合によっては御了解の上修正することがあるかもしれませんが、実質的な内容としてはここに記載してあることでよろしゅうございますか。

それでは、次に、5ページの「イ 認証ADRの更なる拡充」、この点でございますけれども、先ほど説明がございましたように、関係官庁等を通じた各業界における潜在的な紛争解決ニーズの把握と、それから関係官庁において設置されるADR等と認証制度の適切な連携と、こういったことについての検討を行いつつ、結びのところは、「政府において、積極的に働き掛けを行っていくべきである」と、こういうまとめになっておりますが、この辺りはいかがでしょうか。

特に御異論がなければ、このような内容で御了解いただければと思います。

それでは、次に、7ページになりますが、「ウ 認証ADRによる和解の実効性を確保するための方策」。これにつきましては、この検討会で様々な御議論をいただきました。それを反映して御議論の趣旨をこの中に表現して、まとめとしては、積極的な方向で検討するという御意見にも十分な根拠があるという認識から「このような見解にも留意しつつ、今後も検討を続けるべき将来の課題とする」という記述になっておりますが、このような形でのよろしいかどうか御意見をお願いできればと存じます。

○山本委員 私自身は、執行力の付与について積極的に考えるべきではないかという御意見を申し上げましたが、最終的なこの研究会の取りまとめとして、この括弧内のような形で今後も検討を続けるべき将来の課題というような整理については、反対するものではありません。これで取りまとめとしては結構ではないかというふうに思います。

1点、意見として細かいところの質問、下の説明のところなのですが、7ページの一番下の行のところで、「成立した和解を任意に履行しない事業者については、執行力の存在により、そもそも話合いのテーブルに乗ってこないことが想定されるなど、かえって利用者を萎縮させ、ADRの機能を阻害することとなる」というところなのですが、これはもち



ろん消極意見の一つとしてここで挙げられているので、その意見についてどうこう申し上げることはないのですけれども、ただ、これが適切にその趣旨を反映しているのかなというのがちょっと、つまり成立した和解を任意に履行しない事業者をテーブルに乗せても、テーブルに乗せた結果、和解が成立しても、その事業者はそれを任意に履行しないわけですから、それは余り意味がない話なので、恐らくこの意見は、どこでこの意見が出てきたのかということとは私自身十分記憶していないのですが、ちょっと違う趣旨での御意見だったのではなかろうかということも思って、この文章だけを見ると文意が通じないような気もしましたので精査していただければということです。

○鈴木参事官 確かにこの文だけ見ると文意は明らかでないところがありますので、出典も明らかに確認しつつ文意が伝わるように修文したいというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

○伊藤座長 私の記憶も余り定かではありませんが、執行力の存在を恐れてというか危惧してテーブルに乗ってこないということが、確かその意見の本質的部分ではなかったか、成立したときに任意に履行するかどうかは別の話なので、その趣旨を、私が今申し上げた記憶がずれていなければ、山本委員の御指摘を踏まえて適切な表現にさせていただいてはいかがでしょうか。

○鈴木参事官 はい、分かりました。検討させていただきます。

○丹野委員 言ったのは多分私ですが、多分これは二つあって、要は成立した和解を任意に履行しない事業者さえいるのに、そもそも執行力というものがあつたらテーブルに着かないというふうになるのではないかというようなことを言ったつもりなので、すみません、ここは適切に修文をしていただければと思います。

○伊藤座長 分かりました。御発言の趣旨を明確にさせていただいたので、それを文章として誤解のないように適宜修正して、また次回にお諮りできればと存じます。

○鈴木参事官 はい、分かりました。

○伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、9ページの「エ 手続実施者等の質の向上」について御意見を承りたいと思います。ここも、目的については認識の一致があるものと思いますけれども、他方、それが国の過度の介入になるようなことでは、そもそもADRの制度趣旨からずれてしまうということで、政府としては当面はこれこれこういう協力を「積極的に行っていくものとするのが相当である」という取りまとめになっておりますが、いかがでしょうか。

○道垣内委員 先ほど総論的に申し上げたことの各論の一つなのですが、できれば「当面は」という言葉を削除し、「相当である」は、単に「べきである」ぐらいして他の項目とレベルを合わせていただくことを望みたいのですが、いかがでしょうか。もし、これは何か少し弱めるという御趣旨が特にあつてのことであれば、その理由を御説明いただければと思います。

○伊藤座長 鈴木さん、何かありますか。

○鈴木参事官 御指摘いただきましたので、また検討させていただきたいと思います。

○伊藤座長 そうですね。私の理解で「当面は」というのは、上に書いてあるようなことでいろいろ状況の変化もあるのでということで、当面という、一定の期間を区切っている表現になっているのかと思いましたが、どうぞ。

○山本委員 私も座長の認識と同じで、むしろこの「当面は」というのは、もっと国が積極的  
にあればいくということも考えられるけれども、当面はここまで助言・周知ともにと  
どめるというぐらいのところ、そういう意味かなと思って、そういう意味ではむしろ「当  
面は」というのはあったほうが良いような感じもしたのですけれども、やめるというこ  
とではなくて、もっと積極的に乗り出すこともあるということかなと思ったのですが。

○伊藤座長 この四角の囲みの前半部分の「望ましいとする意見」というのは、より積極的な  
のだけれども、今、山本委員の御指摘のように、急にそこまでやってしまうのもどうかと  
いう趣旨の表現で、「当面」が入っているのかということですが、どうでしょうか。

○道垣内委員 分かりました。私の先ほどの発言の主眼はそこではなく、後半の「相当であ  
る」というのを「べきである」とするところですので、そこをよろしく御検討いただけれ  
ばと思います。

○伊藤座長 分かりました。これを「いくべきである」とか、例えばですが、そういうふう  
にすることは、何かこの種の報告書の表現として持つ意味が違ってくることがありま  
すか。

○鈴木参事官 直ちに思い付くところはありませんけれども、少し調べてまた調整したいと思  
っております。

○伊藤座長 分かりました。では、そのように検討してください。

ほかに、このエに関してはいかがでしょうか。

よろしければ10ページです。「オ 調停手続法の制定」、これについても種々御議論を  
いただきましたが、四角の中の3行目から4行目でしょうか、こういったルールの法令化  
については時期尚早である、むしろそれぞれの事業者のルールに関する情報の交換や共有  
を図っていった、その上で自主的な判断で検証・改善が望まれるという、そういうまとめ  
になっておりますが、この点に関してはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、12ページの「2 認証ADRを利用しやすくするための施策」といたしまし  
て、一つ目の「ア 相談機関等との連携、広報」でございます。この中には四角の囲みの  
中の第1の○と、2番目の裁判所に係属している訴訟事件におけるADR事業者の利用の  
勧奨という点がございまして、第1の○については結論としては、政府においては、適切  
な機関等に対しこれこれの働き掛けを行うべきであるというまとめになり、2番目の○に  
ついては、裁判所による勧奨・勧告等として、少なくとも制度化することについては、克  
服すべき課題が多い、あるいは問題が多いということで、ニュアンスとしては消極的な意  
見を前面に出している、こういうことですが、いずれの点についても結構です  
ので御意見をお願いしたいと存じます。

○山本委員 今の最後の○の点ですけれども、克服すべき課題が多いということ自体はそのと  
おりで、ここまではあれなのですけれども、その後、やはり将来の課題としてということ  
は書いていただきたいというふうに思っています。

消極意見として挙げられているところも、私が見たところでは、このADRの現状を前提  
とすれば、なかなか裁判官がこういう勧奨をするというのは現実的ではないという御意見  
であるとか、あるいは制度化を考えた場合には、規定ぶりとか運用の仕方についてもっと  
慎重に検討する必要があるというような消極意見の御趣旨なので、認証ADRの状況も今  
後変わってきたりした場合には、もちろん慎重な検討は必要だと思いますけれども、考え

ていくということまで否定されている趣旨であるようには思えないということがありますし、それから、諸外国の状況、今日の資料9で英・米・独・仏の制度を添付していただいています、いずれの国においてもこのような制度、裁判所が何らかの形でADRに、いろいろな表現ぶりとか規定ぶりがありますけれども、持って行くように勧めるというような制度が設けられておりますので、そして恐らく諸外国でも同様の問題はあったと思われるわけですが、そこを何らかの形で克服しているということだと思っておりますので、そういうことを考えると、「克服すべき課題が多いものといわざるを得ない」というところで止めずに、将来の課題としてはなお考えていくべきであるというぐらいのことは、残していただければ有り難いなと思っております。

○伊藤座長 ただいまの山本委員の御発言に関して、他の委員の方はいかがでしょうか。

○渡部委員 私も申し上げたと思いますが、裁判官が採り得る選択肢としてあってもいいのではないかと思いますので、それはむしろ克服すべき課題が多いと言うとちょっと否定的なニュアンスがあるので、積極的な検討をするというような形で書いたほうがよろしいかなという気がしますけれども。

○伊藤座長 分かりました。

いかがでしょうか。

○植垣委員 積極的な検討をするという表現は、ちょっと強すぎるという印象は否めないのですけれども。

○山本委員 私の意見は、今の段階で積極的にというか、直ちにあれということではなくて、今後のADRの運用の仕方を見たある一定の時期に、また検討するということはあってもいいのではないかという趣旨です。

○植垣委員 山本先生の御発言の趣旨はよく分かっておりますが、渡部先生の御発言のように積極的な検討をするを書くことには疑問を感じるということです。

○渡部委員 よろしくなければ、検討すべきであるというぐらいで結構でございますけれども。

○伊藤座長 そうしましたら、「克服すべき課題が多い」、これは認識の一致しているところだと思っておりますが、ここで打ち切ってしまうので、「課題が多い。しかし」というふうに言うのか、接続詞はまた別に考えるとして、検討は続けるべきであるとか、望ましいとか、そういったことの文言を、その点で御意見がまとまるのであれば入れるように、事務局と検討してみることでいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに、「相談機関等との連携、広報」に関して御意見ございますか。

○丹野委員 今頃申し上げてなんですが、2のアに書いてあることは、上の○と下の○は全然違うことを言っているように私には思えますので、この下の○は項目出しをされてはいいかな、認証ADRと裁判所の連携というので出されたほうがよろしいのではないかという気がしました。

○伊藤座長 なるほど。鈴木さん、その点については何か。

○鈴木参事官 そういった建て付けも可能だと思いますので、論点を分けるところまではいかなくとも、項目を立てて何を議論するのかということについて明らかにするようなことは、対応できるのではないかと思います。

○伊藤座長 そうですね。確かに丹野委員の御指摘のように、問題の内容・性質は、共通する

ところがないわけではありませんが、区別されると思いますので、御指摘を踏まえてもう一度事務局に項目立てを検討してもらうことにいたしましょう。

それでは、よろしければ、15ページの「法律扶助の活用」につきましていかがでしょうか。ここでは現状の問題と、それを踏まえまして四角の囲みの中では、法改正の検討も視野に入れつつ運用改善を始めとする積極的な検討が行われることを期待するというまとめになっておりますが、御意見を頂戴したいと存じます。

○藤井委員 15ページの下から4行目、ここが四角で囲まれた部分と同じで結論部分ということだと思います。それで、法テラスにおける運用改善を期待するというので、現に法テラスでもどういう形で運用改善していくかという議論をしております。この報告書が上がってくれば、これを受けて積極的に改善を図っていく必要があります、どういう形にするかという内容の検討をしているところなのですが、1点だけ、下から4行目ですけれども、「当検討会としては、認証ADRと法律扶助の適切な連携」ということで、もちろん手続の利用周知を図る、申立手数料の援助もする、さらに、ADR機関の情報の充実も図る、こういうことをやるのですが、代理人を付けるべき事案について、受任者が決まり代理援助の申込みをしたときに、認証ADRであれば審査は通ると思うのですが、例えば弁護士会の仲裁センターのようなところは、認証申請すれば要件を満たすので認証は得られると思うのですが、認証を取っていない非認証ADRなのです。その非認証ADRを活用するときに法テラスとしては、一定の審査の基準というか指針みたいなのを作らなければいけないのだらうという議論をしているのですが、ここの書きぶりで非認証ADRは扶助の対象にならないのだということではないのですよね。つまりそれは法テラスのほうの運用で、もちろんどこでもいいというわけにはいかないと思いますけれども、飽くまでこの検討会はADR法に関する検討会なので、認証ADRと法律扶助の適切な連携という書きぶりになってはいますが、非認証ADR、認証を取っていないADRできちっと実績も積んでいるところもありますので、そういうのは法テラス側の審査の中で適切に決めってもらう、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○鈴木参事官 はい、それで結構でございます。

○伊藤座長 今、藤井委員がおっしゃったことで正確な認識ということですよ。

○鈴木参事官 この検討会といたしましては、ADR法の見直しということでございまして、議論の対象が認証ADRということになっている関係上、取りまとめはこういう記載になってはいますが、例えば非認証の弁護士会のADR等について代理扶助の活用という観点で、特に認証ADRと区別するという趣旨は含まれておりませんので、藤井委員の御指摘のとおりであらうかと思われま。

○伊藤座長 当然のことではございますけれども、改めて御発言を踏まえて、ここでも確認した上でということにさせていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

そういたしましたら、次の論点、これは17ページで「ウ 時効中断効」でございますけれども、これについては報告書案としてまだ記述しておりません。その点について事務局で追加の資料を作成したということでございますので、説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 それでは、追加の資料「論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策」、  
「ウ 時効中断効【追加】」とあるペーパーを御覧ください。

時効中断効に関する前々回の御議論は、申立て、厳密に言えば手続実施依頼の時点ということになりますが、この時点では時効は中断せず、請求内容がはっきりした時点で中断が生ずるということになると、申立てをする側からすると、意外な時効が完成してしまう事態が生ずるおそれがあることなどから、手続実施依頼のときに時効が中断するという考え方がございました。他方、相手方の利益を考慮する必要があり、慎重な検討が必要だという御指摘もあったことから、更に検討をするということでもございました。

そこで、時効中断効の基準時を認証ADRの実施の依頼の時点とした場合に問題が生じないか、仮に生じ得る場合に、解決のためにどのような制度枠組みが必要か、このような制度枠組みを前提として、なお時効中断効の基準時を認証ADRの実施の依頼の時点とすることが相当であるかなどの点について、更に踏み込んだ検討をしていただくために作成したものでございます。

なお、前々回の議論におきましては、「申立て」という用語を用いて御議論いただいておりますが、認証ADRの利用は当事者と認証ADRの契約に基づくものであり、ADR法第25条の法文上も「認証紛争解決手続の実施の依頼」という用語が使用されているため、今回から概念を整理させていただいております。

まず、「1 現行制度」の欄を御覧ください。

これまででも御説明しておりますとおり、現行制度は、事業者の自主性・多様性を尊重する観点から、認証ADRの実施の依頼の方法や請求権特定の要否は、当該認証ADR事業者が定めることとしております。そのため実施依頼時に請求権が特定していない場合があることは、制度上当然に予定されているところでございます。

このようなものも含めまして、実施依頼時を基準として時効が中断するとすることは適当ではないとの考え方から、現行法は「認証紛争解決手続における請求の時」を基準として時効中断効が生じるものとされたところでございます。

下に記載しております〈イメージ〉で申しますと、左側の「実施依頼・応諾」の段階で請求権が特定しており、このような請求が相手方に到達している場合は、これが同時に「認証紛争解決手続における請求の時」となり、この時点を基準として時効中断効が生じることとなりますが、ADR事業者の定めるルールや事案によっては、その後始まるADRの話合いの中で次第に請求権が特定していき、その段階で「認証紛争解決手続における請求」があったと認められ、この時点で時効が中断するというケースがあり得るところでございます。

それでは、請求権が特定しないまま時効中断効が生じるとすることが、いかなる理由により相当ではないのかということに関しまして、2の「請求権の特定と時効の中断」のところに記載しているとおりでございます。

まず、アのところで記載しておりますように、権利は目に見えず、金銭債権であれば債権者、債務者及び債権の発生原因で特定されます。例えば、AのBに対する貸金と自動車の代金債権は別の債権ですし、同じ貸金債権であっても、1年前の貸金と5年前の貸金は別の債権でございます。

次に、「イ 同一の債権者、債務者であっても、複数の債権が同時に存在し得る。複数の債権のうち一部に時効中断効が発生しても、別の債権には原則として時効中断効は及ばない。」とありますが、先ほどの例で言えば、自動車の売買代金を請求する裁判を起こして

も、貸金については時効が中断するわけではないということでございます。

では、仮に請求権が特定されないまま広い範囲で時効中断効が生ずるとどうなるかという点についてまとめましたものが、こちらのウでございます。この場合、債権者には有利でございますが、債務者にとっては不利となる、不測の不利益を被る場合があり得るということでございます。

例えば、極端な例ではございますが、1年前の貸金を返してほしいと思って話を始めたところ、和解ができたというような事案で、当事者が想定もしなかった10年近く前の自動車の売買代金債権について時効中断効が生じているのか否かといった問題も生じ得るのではないかと考えているところでございます。

また、時効中断の有無が後の裁判で争いになるようなことを防止するためには、実施依頼の時点を実際に確認できるようにしていくことも必要であろうかと考えられます。

そこで、時効中断効の基準時を実施依頼時とすることを検討するに当たりましては、こちらの3に記載してございますとおり、例えば実施依頼時に請求権の内容を特定する仕組みや実施依頼の時点を事後的に確認できる仕組みなど、必要な制度枠組みを設ける必要があるように思われます。この点に関しましては、あるいは手軽に利用の申込みができる、又は、法律上の権利義務に捉われない柔軟な対応ができるといった点を重視する事業者や、利用者のニーズとの兼ね合いを考慮すべきという意見があり得るところでございます。

また、全ての事業者ではなく、希望する一部の認証ADR事業者についてのみ、請求権を特定する仕組みなどを設けた上で、実施依頼時を時効中断の基準時としてはどうかという御意見もいただいており、このような考え方も十分な合理性を有する考え方であると思われま

す。もっとも、このような考え方に対しましては、認証要件及び効果の異なる複数の事業者が併存することになるという認証制度の複雑化や、このような仕組みを取り入れない従来型の事業者が機能において劣っていると見られるのではないかなどといった、事業者間の選別が生じ得る可能性を考慮する必要があるとの指摘もあり得るところでございます。

また、こういった規制を受け入れつつも、実施依頼時における時効中断を希望する事業者及び利用者のニーズが、どの程度あるのかといった点についても検討が必要であると思われま

す。これらの点から、実施依頼時を基準として時効中断効を生じさせる制度を考えるに当たっては、これらの問題点を克服し得る合理的な制度設計をする必要があるのではないかと、そのためには、あるいは更に時間が必要という考え方もあり得るのではないかとというのが、本資料の趣旨でございます。

私からの説明は以上となります。

- 伊藤座長 ただいま鈴木さんから説明がございましたように、従来から様々な議論をしていただいたところでございますけれども、改めてADRの手続の流れに即して時効中断という制度を考える場合の、法律的な考え方の整理をしてもらいました。それを踏まえて、これは取りまとめの案ということではございませんけれども、説明のあった資料の2ページ目の3のところ、この問題についての検討会としての方向性の基になるような考え方を示しておりますけれども、本日、御意見をいただいて、ある程度の方向性が出ましたら、それを踏まえて次回の取りまとめにつなげていきたいと思っておりますので、よろしく御審議を

お願いいたします。

○渡部委員 まず、現行制度の1のところのイメージ図なのですが、これは応諾した例で書かれていますけれども、実施依頼のうちからかなりの部分が不応諾で終わる場合ですけれども、その不応諾の場合は、図としては、「実施依頼」があつて、すぐに「不応諾」なので、「話し合い」はないですね。それで請求権は「実施依頼」時に特定しているということはありません。その場合は、このイメージ図とは違うわけですね。だから、話し合いで特定するというイメージではなくて、不応諾であれば即実施依頼時点で、請求権が特定しているかどうかという問題になります。

だから、ADR法25条のほうも、「実施の依頼」という用語が書いてあり、結論としては、「当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす」というわけですから、イメージ図として、「話し合い」がなければ「請求権が特定」しないようなイメージ図で書かれるのは、ちょっとどうかなという気がします。当然のことながら不応諾もかなり多いわけですから、不応諾の場合、実施依頼と同時に請求権が特定していることがあるわけです。実施依頼と同時に請求権が特定しているかどうかということが問題になってくるわけで、そこをこういう書き方をすると誤解を生むような、「実施依頼」と書いて、不応諾の場合にはそういう話し合いというのはあり得ないのだから、こういう書きぶりを考えてくださいというのが一つです。

それから、もし実施依頼時点で時効中断を認めるような法制にするとすると、民事訴訟法147条と比較して、どんな規定ぶりになるのですか。もし仮に民事訴訟法147条と同様にするとすると、「実施を依頼した時」というふうになるのでしょうか。考えていただいた案は分かるのですが、どういうふうな書きぶりになるのかなというのが分からないのです。

○伊藤座長 鈴木さん、渡部委員の御発言の前半の部分、つまり「実施依頼・応諾」と進まないで、不応諾のままですべての手続が終了するといいますか、そういう場合における中断効というもう一つの流れがあるので、それが無いような整理だとちょっと問題がある、そこはよろしゅうございますね。

○鈴木参事官 第1点目は正に御指摘のとおりでございます。できる限り図式を簡略化するという観点でこう書かせていただいたところなのですけれども、その点は不応諾の部分につきましても当然実例としてはあるということは、御指摘のとおりであろうと思われま

○道垣内委員 今の渡部委員の第1点のほうですけれども、現在の25条は、手続が始まって終了まで行った場合に時効中断効があるという定め方ですね。おっしゃるように不応諾の場合も含めて時効中断効を認めるという場合には、単なる請求になるわけですけれども、認証ADRを通して請求したというところをもって特別扱いしましょうということになるのでしょうか。それはそれほど明確になるものなのでしょうか。外で請求した場合は普通の民法の規定の適用になるわけで、準拠法が日本法の場合ですけれども、これだと認証ADRを通して請求したような場合というその書き分けで、全ての認証ADRのやり方は分かりませんが、事務局がただ取り次いだだけでも特別扱いをするというのは、いかがでしょうか。

○渡部委員 そういう趣旨ではなくて、道垣内先生も御存じのことだと思いますけれども、申立書が提出されて、それを送達するわけです。書留郵便で配達証明付きで、認証ADRの

場合、多くの弁護士会ADRはそうしています。そして、その中に応諾しますかどうかと書いて通知書を出すわけです。ですから申立書自体は届くわけですね。そのときに不応諾、出頭しませんと回答してきたときにADR法25条は、到達してもそこで不調になるわけですが、それでも時効中断効は認められるという現行法の解釈ですね。道垣内先生の解釈は、違うのですか。相手方が応諾しなければADR法25条の恩典は受けられないという趣旨ですか。

- 道垣内委員 現在の25条の書きぶりだと、それは受けられないのではないのですか。そこはちょっと分らないです。
- 渡部委員 ADR法25条の恩典は受けられないのですか。そうではないのではないかと思います。
- 道垣内委員 その前提を伺いたかったのです。
- 渡部委員 私は受けられると思います。
- 道垣内委員 そうですか。25条は不応諾の場合も適用がある、そういう前提ですか。
- 鈴木参事官 その点につきましては、例えば、紛争の一方の当事者から認証紛争解決手続の実施の依頼を受けた認証紛争解決事業者は、これを紛争の他方の当事者に対して通知をしたところ、当該紛争の他方の当事者が、認証紛争解決手続によって紛争の解決を図ることを拒絶した場合において、手続実施者が、真に合意成立の見込みがないとして認証紛争解決手続を終了した場合には、本項の要件を満たすものとする余地はあるというように解されておりす。
- 伊藤座長 分かりました。そこはもう一度確認していただいて、ここでの検討課題とそれについての考え方を整理していただきましょう。  
それから渡部委員の2点目の御発言でしたが。
- 渡部委員 それで不応諾に終わった場合でも時効中断が生ずるのであれば、民事訴訟法147条と同様の書きぶりをするとどうなるのだろうかということです。だから、民訴法の147条の「訴えを提起した時」というところを、「実施を依頼した時」というふうな規定ぶりになるのかということです。
- 山本委員 私がこの論点について持っているイメージなのですが、私もどうもこのイメージ図はちょっと誤解を招く、つまりこのイメージ図だと、「話し合い」があって「請求権が特定」して、そこで時効中断というのですが、この規定、25条を設けた趣旨というのは、検討会だけではなくて恐らく司法制度改革審議会のときからそうだったと思うのですが、話し合いをやっている間に時効が完成してしまうようなことになると、安心して話し合いができないので、ADRの手続に時効中断効を付与するというでないと、ADRの活性化が図れないという趣旨だと思うのです。この〈イメージ〉だと「話し合い」をしている後で時効中断になっていますので、話し合いをしている間に時効が完成してしまいますので、何のために25条を作ったのかということにならざるを得ないわけです。ですからこれは、恐らく先ほど鈴木参事官が言われたように、簡略化のためにこういうふうにしたのだろうと思いますが、非常に誤解を招く図であるという私は印象を持っています。

それはこの〈イメージ〉に対する私のあれですが、その中身について私がイメージしていたことは、基本的には民事調停のようなことを考えていたのですが、こういう今の規定を前提にすると、実施依頼の時点で請求権が特定していない場合には、話し合いをやっている



間に、正にこのイメージ図のように、悪くすると話し合いをやっている間に時効が完成してしまうおそれがある。当事者はしかし、そんな法律のことはよく知らないで申し立ててくるので、ADRに申し立てれば当然時効中断するという前提で申し立ててくるのだらうと思うのです。

しかし、そういうおそれがあるということはADR機関は分かっているはずなので、そうするとADR機関としては、後から約束が違うではないか、話し合っている間に時効は完成してしまったではないかという利用者からのクレームというか、それを恐れて実施依頼の時点なるべく請求権を特定させようとする。そうすることによってADRがよく「法化」というふうに言いますが、非常に法律的なことになって、その請求権は一体債務不履行なのか、不法行為なのかとか、この申立てのときにそういうようなことをあれさせて、依頼者に対してそういうようなことを求めていくということが、果たして話し合いを進めていくという上で望ましいのか。そういう意見が私はADR機関の一部の事業者の間にあるというふうに承知してしまっていて、それを避けるためには、実施の依頼の時点についてはある程度ばくっとした申立てであっても、その後に話し合いの中で請求権を確定していけば、最終的にそれが不調に終わった場合であっても、実施依頼の時点で時効が中断していたというふうに考えるということはできないものだろうか。

私の理解では、民事調停も申立ての時点で要求されているのは、特定の利益の要求と紛争の要点を記載するということであって、ここで言う意味での厳密な請求権特定は求められていないのだらうと思うのです。訴訟物と同じような形での請求権特定は認められなくて、しかし、最終的に訴訟とかになった場合に、その請求権について調停を求めていたのだということが明らかになれば、その調停の申立ての時点で時効中断があったというふうに扱うということであろうというふうに、私の民事調停の解釈ではそういうふうに理解をしています。それと同じことができないのだろうかということでした。

確かに、今日のペーパーにあるように、かといって先ほど鈴木参事官が説明されたように、全然違う家賃の請求なのに自動車事故の損害賠償請求権の時効が中断してしまいましたみたいなことになると、それはおかしい、相手方の利益を害するというのはおっしゃるとおりだと思うのです。

だからある程度、実施依頼時に民事調停、紛争の要点とかそういうようなことが、いいかどうかは分かりませんが、何らかの形で特定をする仕組みがあるとか、実施依頼の時点を確認できるための仕組みが必要だと、これは言われるとおりに思いますので、そういうことを認証の要件として課していく必要があるということは、御指摘のとおりだろーうと思います。

ただ、まとめのところで「例えば」のところに書いている、「実施依頼時に請求権の内容を特定する仕組み」ということになっているのですが、私の理解では請求権というのは、ここで言われる現在の25条が前提にしているのは恐らくそうではないかと思うのですが、訴訟物のような実体法上の請求権を特定するということまでが、この申立て時、実施依頼時までに必要なのかというと、それはそうでなくても私は仕組めるのだらうと思うのです。

だから「特定する仕組み」というのは、一定の範囲で特定する仕組みではないか、厳密に言えば、それは確かに必要で、全く不特定であればそれは駄目だということはおっしゃるとおりだと思うのですが、私はそういうことなのではないかというふうに思っていて、

ただ、検討する事柄がいろいろ必要であるということは全く御指摘のとおりでありますので、そして、それが今あと1回しか会合がない中で制度設計として検討できるかという、そのとおりだろうと思っておりますので、将来的な検討ということになることはやむを得ないかとは思いますが、やや今日のペーパーは、誤解を招くところが多いのではないかと思います。

○伊藤座長 植垣委員、今、調停の場合の時効中断の話が出ましたが、何かもし御発言いただくことがあれば。

○植垣委員 東京地裁に申し立てられる調停では、請求権が特定していないというものはほとんどありません。簡裁に申し立てられる民事調停も、現実には窓口指導をしておりますので、紛争の要点というのが分からないということはほとんどないのですけれども、ただ、せっかく窓口の担当者が教えてあげているのに言うことを聞かずに意味のよく分からない申立書を出していってしまうことがないわけではありません。裁判所としては不受理処分ということはできないので、申請書を置いていかれたらそれを受理せざるを得ないのです。その後どうするかという問題ですが、そのような申立てに時効中断の効力を与えるというのは、それは誰でもおかしいと思うでしょうが、そのときはどうするかという、中身が分からないような申立ては調停を行うに適していないという判断をして民事調停法13条によって調停をしないという措置をとることになると思います。民事調停法14条の調停不成立の場合には、それから2週間以内に訴えを提起すると時効中断効を与えられますけれども、13条の場合は時効中断の効力は与えられませんので、そういうことで具体的な妥当性が図られている、こういう仕組みになっているのです。

ですから今回制度設計を考えるに当たっては、実施依頼のときに何を言っているのかよく分からないものについては、調停をしない措置というものを仕組む必要があるのではないかと感じました。

○伊藤座長 分かりました。

○渡部委員 先ほどの結局、不応諾の場合が典型的で、それが時効中断しないということになると、余りADR法25条の意味がなくなってくるかなという気がするのです。要するに認証ADRに申立てをするとか実施依頼するメリットがあるというのは、非認証に比べてやはり時効中断効があるというのが売りになっていて、それが不応諾の場合に相手に到達しているにもかかわらず時効中断の効力がないというのであれば、どうなのかな、また、相手の意思次第にかかってくるのはちょっとどうかなと思うので、解釈としてはそういう場合は、認証を受けたADRに申立てしてきちんと到達したのであれば、現行法の解釈においても、民事訴訟規則53条1項所定の請求権の特定の要件を満たしていれば、時効中断の効力が生ずるというふうにしておかないとちょっとまずいかなと私は思います。その上でそれを前提として、それを申立て時までに遡らせるのかというのが論点ということにならないと、余りその議論をしても意味がないかなという気がしています。

○植垣委員 その点についてちょっと私のほうから。

裁判所の調停手続では、裁判所が受理した申立書は相手に送ります。相手が出てこないときは、ADRでの不応諾みたいなものと考えられますが、そのときでも意味が分からないような申立ては調停をしないで終わらせませうけれども、一応まともな内容のある申立書を送っても相手方が出てこないときは調停不成立になりますが、民事調停法14条で処理し

ますから、そこから訴えを提起すれば時効中断効がある、ですからちょうど渡部先生のお考えなさっているのと同じ結果が出ることになると思います。

○小川部長 ちょっとよろしいですか。

多分今のこの構造というのは非常に実体法的な実施依頼応諾というところからスタートしているので時効の説明がやりにくいのだと思うのです。本当は申立てという概念、裁判上の請求に匹敵するものとして申立て概念で構成して、この認証ADRを手続法的に言わば管理していけば、そういう話だと思うのですが、今の構成というのは、実体法的な契約の履行の実施依頼応諾からスタートしますので、そこにギャップができるのではないかと思うのです。

ですから、ここにも書かれていますように、仮に仕組みを作っていくとすればせめて調停レベルなのかもしれませんし、もう少し手続法的に、申立て概念からスタートして、不応諾の場合どうなるかというところまで考えていかないと難しいのではないかというのが感想です。

○渡部委員 ありがとうございます。

○山本委員 小川さんの言われることは誠にそのとおりだと思ひまして、だからそういう意味でこれが多分難しいので、そういうのを要らないと言うADRももちろん多くあると思いますので、結局違った区分を設けないといけないということになり得るのだろうというふうに思っていますし、他方で、仲裁についてもこの検討会は御議論が出されたと思いますが、仲裁も現在請求時ということになっているわけですけれども、仲裁は一応手続として仕組まれているので、申立て時というか請求の時点というふうにするには不可能ではないと思うのですが、しかし、それもどんな仲裁でもそれでいいのかということも問題になって、仲裁のほうも何かそういうような仕組みが必要になるのではないかとかということで、かなり確かに広がりがある論点だという印象を持っていて、なかなかこれを解決するのは難しいかなというふうには思うのですけれども、ただ、私の先ほどのような懸念というのは、かなりADRの本質に関わる、ADRがこの時効中断の問題によって法律化していくということが果たして望ましいのだろうかというのは、かなり本質的な疑問でもあるように思いますので、かなり将来しっかりと検討はしていくべき必要がある問題ではないかなというふうに思っているところです。

○道垣内委員 私の知っている限りのプラクティスに基づいていきますと、調停の依頼があつて相手方に送って返事を待つという作業は、全部事務局のみでやっています、両者そろってはじめて調停人を誰にするかを決めるわけです。そうすると手続実施者がいないまま終わるのです。もし不応諾の場合にも何か法的効果を生じさせるとした場合、25条の文言のままでは無理ではないかと思ひます。25条は手続実施者がいることが前提になっているので、事務局のみの処理で終わってしまった場合についてどうなるのでしょうか。すみません、話が混乱していますが、裁判所のほうでは、先ほどおっしゃった不当なあるいは内容のはっきりしない申立てはどう処理されているのでしょうか。先ほど何とおっしゃいましたか、手続を開始しない処理でしょうか。

○植垣委員 措置をしないものとして事件を終了させると。

○道垣内委員 それを決定するのも調停の担当の方ですね。

○植垣委員 条文では調停委員会がやることです。

○道垣内委員 そういうものがいつもなければいけないとなると、民間ADRの場合は、調停人をお願いするとすぐコストが掛かってしまうので、ちょっと現実的ではない感じがします。その辺りも考えた上の実務対応についてこんなアイデアがあるのではないかという点についてもちょっと御検討いただければと思います。

○伊藤座長 分かりました。

○徳井部付 先ほど論点2の「ウ 時効中断効」の追加の、この資料のイメージ図について分かりにくいという御指摘が、あるいは誤りだという御指摘がございましたので、若干その点だけ御説明させていただきますと、「1 現行制度」のところの二つ目のポツの3行目から、「手続の種類によって実施依頼時に請求権の特定を要求しないものもあることが想定され」と書いておりますので、例えばこんなパターンがあり得て、その場合には問題が生じ得るという趣旨で記載したものでございますので、もしこれが公表されて誤解を与えるということになるとミスリードということにもなりかねませんので、一応御説明させていただきます。

○山本委員 だから、正確に言うと、多分この「話し合い」から矢印が伸びて「請求権が特定」になっているわけですが、この「話し合い」のほうがずっと上に長くあれして請求権が特定される、通常話し合いの間であるということが恐らく立法時の大前提だったのだろう、話し合いが終わった後特定されて時効中断されてもほとんど意味がない、そういう趣旨のことではないかと思っています。

○徳井部付 よく御趣旨は分かりました。では、その点については資料の調整も含めて検討させていただきます。

○伊藤座長 分かりました。

皆様の御意見を伺っておりまして、一つは現行制度、特に25条の趣旨を正確に表現する趣旨で、このイメージ図も残すか残さないか、あるいはそれをどう修正するかも含めて事務局にお願いしたいと思います。

それを踏まえて、いわゆる積極論の趣旨がどういうものであるか、特に2ページの3の先ほど御指摘がありました2行目、「例えば実施依頼時に請求権の内容を特定する仕組み」ということで積極論が言っているのか、そうではなくて紛争の要点を明らかにするというところで、実施依頼という行為の性質については先ほど小川さんからの発言もございましたが、いずれにしてもその時点で紛争の要点を明らかにすれば、それで時効中断効が生じるということが積極論の内容である、しかし、そういった積極論を検討する際に、ここに書かれていることや本日発言がございましたような点については、様々な点の検討を踏まえて合理的な制度設計が必要になる、その点の検討が望まれるのか、単に必要なのかという表現のことはともかくといたしまして、そういう方向で次回に取りまとめをしていただくということでいかがでしょうか。

○道垣内委員 それで結構なのですけれども、もう既に議論が終わった1のウでしたか、執行力のところの書きぶりニュアンスがどう違うのでしょうか。同じような話なのに、こちらではADR機関によって区別するのは問題だとされていて、それと同じような問題が執行力のほうにもあると思いますが、そちらでは指摘はありません。もしかすると執行力付与についてはそうそう議論がなかったからかもしれませんけれども、同じように思われます。1のウの場合にも、認証機関の中で区別をすると難しい話になりそうですので、もし

ここでその指摘をされるのであったら、1のウのほうももう一回見ていただいて、平仄が合うようにしていただいたほうがいいと思います。

○伊藤座長 その点よろしいですね。

○鈴木参事官 はい。今、御指摘いただきましたので、それを踏まえて検討させていただきます。

○伊藤座長 それでは、大きな方向としては先ほど申しましたようなことで御了解いただいたものとして、皆様の御意見を正確に反映して、検討すべき課題が一体どこにあるのかということをはっきりさせるような形で、次回に取りまとめの案を提示したいと存じます。

それでは、18ページの「3 認証ADRの基盤強化、監督関係その他」でございますが、まず「ア 関係機関との連携等」でございますが、これにつきましては四角の囲みにありますとおり、協議会の開催等も含めて積極的な検討をすべきである。さらに国による支援・関与を期待する。こんなまとめになっておりますが、この点はいかがでしょう。

○道垣内委員 冒頭でも申し上げたのですが、ここでもう一回明確に申し上げますと、「積極的」という言葉は是非残していただきたい。最後のところの「期待する」ではなくて、ここは「積極的に支援・関与すべきである」ぐらいのニュアンスを出していただくと有り難いと思います。

○伊藤座長 ただいまの道垣内委員の発言に関しまして、何か他の委員から御発言ございますか。

○山本委員 単純なのですが、道垣内委員の意見に賛成です。

○伊藤座長 分かりました。それでは、ここでのアの表現については、「積極的な支援・関与を期待する」というよりは、更にそれを「積極的な支援・関与をすべきである」という形で、より踏み込んだ表現にすべきであるという御意見が複数ございましたが、特に御異論がなければそういう方向で検討したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、次の19ページ、「イ 財政基盤の充実」。これも本検討会の中で種々御意見があり、また、ヒアリングの中でも様々な情報が得られたところでございますが、囲みの中にあります下から4行目になりますが、財政的基盤の確立のための措置が望ましいということは前提にして、ただ、状況を踏まえて当面はという指摘をしておりますが、この辺りはいかがでしょう。

○山本委員 全体としてはこういうトーンなのかなと思うのですが、文言として今、座長が御指摘になった下から4行目の、「公金支出等の直接的な方法による解決は現状では困難であり」ということなのですが、下のほうの叙述を見ると、ADRの専門分野によってはその分野を担当する省庁等による公的援助も検討すべきであるという意見があつて、これに対しては特に否定的なことは書かれていなくて、ただ、それを超えて認証ADR事業者一般を対象とする公金支出等の方法は、それはなかなか難しいという、こういう叙述になっているのです。

だからこの囲みの部分も、一般的な公金支出等の直接的な方法による解決は困難というふうには書くと全部駄目みたいに思われるので、例えば認証ADR事業者一般を対象とする公金支出等の方法というような形で限定していただくという形で、そこは慎重に限定をいただければと思います。

○伊藤座長 分かりました。

事務局、いかがですか。

○鈴木参事官 御指摘のとおりになろうと思われまますので、検討させていただきたいと思います。

○伊藤座長 それでは、趣旨を正確に表現できるように工夫してください。

○鈴木参事官 はい。御指摘ありがとうございます。

○伊藤座長 ほかにいかがでしょうか。

○道垣内委員 ここでのテーマではありませんが、現下の厳しい国の財政事情の中で余りに安い公的調停サービスが提供されています。公的調停サービスを利用する方からすればそれはいいことなのですが、コストとの関係でみると余りに格安のサービス提供だと思えます。ここで民業圧迫みたいな話をするのも筋違いだらうと思うので、なかなか言いにくいのですが、裁判所の調停手数料を10倍ぐらいに上げて、そのお金を民間ADRに注入してよりきめ細かい紛争解決サービスの提供につなげることも考えられると私は思っております。裁判所の調停は、余りにサービスとコストと収入が見合っていない、しかも内容が立派なサービスが提供されている現状の中に民間ADRが置かれており、それが解決不可能なほどの資金問題を民間ADRに突き付けているように思えます。裁判所の調停サービスのあり方については違う場で是非議論させていただきたいと思えますのでよろしく願います。

○伊藤座長 分かりました。

それでは、先ほどの点についての御指摘を踏まえた修正を考えると、次に、21ページの「ウ 守秘義務の法定」についてでございますが、これは今までの議論を踏まえまして現時点における制度化は行うべきでない、はっきり書き切っておりますが、これでもよろしゅうございましょうか。

御異論がなければ、こういう形で取りまとめをしたいと思えます。

次に、22ページの「エ 弁護士の関与の在り方」ですが、これも同様に、ここでの議論を踏まえまして現段階においてこれを緩和する必要はないと断定しておりますが、この点もいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、23ページの「オ 提出書類の合理化」ですけれども、これに関しては、ここでの議論を踏まえまして合理化が可能な部分については、ここは「政府」になっておりますが、「これを積極的に検討するべきである」と、こういう形で判断を断定的に示しておりますが、これもよろしゅうございましょうか。

○道垣内委員 これもそのときお話を申し上げましたけれども、「検討するべきである」はやや弱いので「簡素化すべきである」としてはどうかかと思えます。

○伊藤座長 分かりました。

「積極的に検討するべきである」ということの実現は、今の御指摘も踏まえて検討させていただきます。

ほかには23ページのところはいかがでしょうか。

よろしければ、そのようなことで取りまとめをいたしたいと存じます。

そういたしますと、報告書案と先ほどの時効中断についての審議を、以上で終えることにいたしまして、次回は本日の御意見を踏まえた内容および表現の修正と、特に時効中断に関しては、大きな方向としては先ほどの紙の2枚目にあつた方向で取りまとめを進めたいと思えますが、現在の制度の趣旨と、時効中断効についての積極論の意味内容等、それを

前提にしたときに何を検討しなければいけないかということ、もう一度整理をしてもらって、それを次回の取りまとめとして、皆様に提示することといたしたいと思います。

それらの作業をいたしまして、次回で取りまとめ報告書の成案を得たいと思いますので、よろしく御協力いただきたいと思います。また、本日の御意見に関しては、次回の前に個別に事務局から御意見の趣旨の確認等々についてお伺いすることがあるかと思いますが、その場合にもよろしく御協力賜ればと存じます。

○山本委員 最後の次回の取りまとめに向けてということなのですが、希望なのですけれども、最後の「おわりに」のところに書いていただきたいということの内容なのですけれども、今日の御議論で幾つか将来検討すべき課題であるということが出てきましたので、できればそういう将来的な検討課題については、政府が今後とも責任を持って検討していくべきであるというようなことであるとか、あるいはそういう検討をする際には、ADR機関利用者等の意見を十分に聴取しながら行っていくべきである、それについては今日のペーパーでも18ページの辺りで、関係機関との連携ということで協議会の開催等も含めて、先ほどのあれだと国は積極的な支援・関与をすべきだということになっていきますので、こういうような協議会等も活用しながら、そういう検討作業を継続的に進めていくべきであるというような趣旨のことを、是非「おわりに」のところで書いていただければと思っています。

○伊藤座長 はい。分かりました。

時効中断の問題も含めまして、将来の検討課題の中で、対象事項をもう一度確認をして、その検討を行う際の手順といいますか、どのような方向で検討を行うことが望まれるかとか、そういったことについて、「おわりに」の部分でしかるべく表現するという、そういうことでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。その点を踏まえて「おわりに」の部分の原案を考えたいと思いますので、先ほど申しましたことの繰り返しになりますけれども、個別に御意見をお伺いすることがあろうかと思いますが、その際にもよろしくお願ひいたします。

それでは、よろしければ、次回の予定等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 次回の会議は第11回目となりますが、2月19日水曜日、今日と同じ午前10時から、会場は5階の訟務部門会議室、こちらにおいて開催予定でございます。詳細につきましては後日、事務局から委員の皆様へ御連絡を差し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○伊藤座長 他に特段の御発言がないようでしたら、本日はこれで終了といたします。長時間ありがとうございました。

—了—